

平成24年6月25日

(件名) 飲酒運転等に対する注意喚起

- 1 飲酒運転の結果、尊い人命が失われた等のニュースは日本だけでなく米国においてもよく耳にします。鉄道網の発達する一部都市を除き、米国では市民の交通手段が自動車となっているなど交通事情の違いはありますが、飲酒運転が原因となる重大事故は米国の方が多く発生しています。
- 2 米国においては、血中アルコール濃度 0.08%が取り締まり基準となっていて、それ以下であれば運転しても構わないといった風潮があります。しかしながら、飲酒運転が及ぼす運転操作への影響は大きく、基準内であっても重大事故を引き起こす可能性があります。
- 3 日本と米国の取り締まり基準を比較しますと大きな差があり (※)、米国での飲酒運転が容認されているような感覚に陥りますが、その基準を超えて運転し、警察官の取り締まりを受けた場合には非常に厳しい措置が待ち受けています。  
(※日本の取り締まり基準を血中アルコール濃度で表すと 0.03%となります。)
- 4 以下は、飲酒運転のみで人身・物損事故を起こさなかった場合の一般的な流れです (罰則等は州毎に異なります)。
  - (1) まず、飲酒運転中に取り締まりにあうと、警察官に停車を求められ、飲酒の有無を確認する様々なテストを受けることとなります。この際、検知器で上記の数字 0.08%を超える飲酒が確認された場合、運転手はその場で後ろ手に手錠をかけられ逮捕されることとなります。そのまま警察車両で留置場等の施設へ連行され、車両も押収されます。到着した留置場等では他の被留置者と共に数時間を過ごすこととなりますが、留置場を出るには保釈金の支払いが必要となるのが一般的です。
  - (2) ようやく留置場等を出たとしても、これから裁判や免許に係る諸手続が待ち受けています。参考までに総領事館のあるテネシー州において飲酒運転(初犯)で逮捕された場合の罰則等をご紹介します。
    - ・ 48時間から11ヶ月29日間の拘留・禁固 (※濃度 0.2 を超えれば最低7日以上)
    - ・ 1年間の免許停止

- ・飲酒運転プログラム（スクール）への参加
- ・罰金\$ 350～\$ 1,500
- ・イグニッション・インターロック・システム装置の自費設置（運転手の呼気からアルコールを検知するとエンジン始動キーがロックされ、エンジンがかけられなくなる装置）

また、押収された車両の保管代、レッカー代、保険代、裁判費用、スクール代等で約5,000ドルが必要とされています。そして、弁護士費用数千ドル程が必要となる可能性がある他、飲酒運転の結果として自動車保険料が跳ね上がるなど多額な出費が必要となります。

- (3) また、裁判次第では自宅からの勤務場所を限定とする免許の所持が許される可能性があります。この手続きも煩雑となります。州によっては上記のスクールへの参加だけでなく、社会奉仕活動を課せられることもあり、逮捕後数ヶ月に渡って貴重な時間を失うことにもなります。また、査証の更新時など米国大使館等が指定する病院での検査を求められることもあります。

- 5 以上のように、飲酒運転をしたがために被る不利益は大きく、さらに人身事故を伴う飲酒運転を引き起こした場合は取り返しのつかない事態となります。在留邦人の皆様にあつては、普段から安全運転に心掛けておられることと思いますが、日本で言う「飲んだら乗らない」という心掛けを持って安全運転に努められるようご留意願います。

また、当館ホームページに掲載している安全の手引き（米国での生活上の注意事項）に、「容器を開封した酒類の車中での所持・消費違反」についての事例を追加しましたので、こちらも併せてご覧下さい。